

Q & A 「八戸市被災者定着促進事業住宅再建補助金」

Q 1 予算の範囲内で交付するとあるが、交付決定後でも却下することがあるのか？

A 1 予算の有無については、仮受付の段階で判断しますので、交付決定後に予算の都合で却下することはありません。なお、申請は先着順となります。(建築住宅課窓口の到着整理番号順)

Q 2 事業は令和 2 年度までの予定となっているが、早期に終了する可能性はあるのか？

A 2 予算が無くなればその時点で終了します。

Q 3 仮受付してから申請までの期間は定められていないのか？

A 3 仮受付から申請までの期間については定めておりませんが、仮受付の時点で契約締結の目処が立っている必要があることから、仮受付から概ね 1 ヶ月以内に申請を行ってください。もし、それ以上時間が掛かるようであれば、ご相談ください。

Q 4 被災を受けた親元に被災を受けない子が親と同居するため、被災住宅を増築する場合は補助対象とならないのか？

A 4 増築による補助金を受けるには、被災した住宅以外の住宅に、被災者が居住するための増築に限られますので、補助対象となりません。

Q 5 市外に住宅を新築するが補助対象とならないか？

A 5 再建する住宅が市内の場合のみ補助対象となります。被災場所及び一時入居先は市外でもかまいません。

Q 6 他の補助金と併用する場合、補助対象となるか？

A 6 他の補助金との併用は可能です。

Q 7 借家で被災したが大家が解体しない場合、補助対象とならないのか？

A 7 借家の場合は被災者自身の意思で解体が不可能であるため、大家が解体しない場合は、住めない状態であることが確認できれば補助対象とします。(現地調査等を行う場合もあります。)

Q 8 借家で被災している場合も、建物の滅失が確認できる書類は必要か？

A 8 原則、書類を提出してください。

借家で被災していて、滅失していないときは、被災住宅には住めない状態であることの状況と、そのために避難した一時入居先等を記載した申告書を提出していただき、建物の滅失が確認できる書類の提出は不要とします。(Q 7 も参照して下さい。)

Q 9 実績報告書が 4 月 1 日以降になる場合、補助が受けられないのか？

A 9 基本的に実績報告書は期限までに提出してください。工事が間に合わない等の理由がある場合は延長承諾願書を提出して、市の承諾を得てください。理由なく期限を過ぎても提出しない場合には、交付決定を取り消す場合もあります。

Q 10 津波による被災者が浸水区域外の土地を購入し、かさ上げを行い住宅再建したが補助限度額はどうか？

A 10 津波浸水区域外の土地購入として 400 万円が補助限度額となります。土地購入とかさ上げの両方を行った場合でも、400 万円以上の補助は受けられません。

Q 11 震災前に購入していた土地（津波浸水区域外）に、震災後住宅を新築したが、補助限度額はどうか？

A 11 震災以前の土地購入の場合は、補助限度額は 250 万円となります。(補助限度額が 400 万円となるのは、津波浸水区域外の土地を震災後に購入した場合です。)

Q 12 移転先は津波浸水区域内にある土地でも津波の被害はなかったが、対象とならないのか？

A 12 移転先が津波浸水区域内にある土地でも、周辺に比べ高くなっている等、東日本大震災の津波被害がない場合は、かさ上げしなくても補助対象となります。(現地調査等により確認します)

Q 13 新築と中古住宅の定義は何か？

A 13 未入居で、かつ、完成後 1 年以内の住宅の場合は新築とし、それ以外は中古とします。

Q 14 被災世帯を分離して別々の住宅に転居する場合は、補助金はそれぞれ申請できるのか？

A14 原則、分離した世帯それぞれが申請することはできません（いずれかのみを補助対象とします）。ただし、同一世帯として転居できない理由がある場合はご相談ください。（例えば、子どもの結婚等による世帯分離は震災と関係ない事情であるため、それぞれが申請することはできません。）

Q15 県外からの転入で、土地を購入して新築する場合の補助限度額はいくらか？

A15 津波による被災者が津波浸水区域外の土地を購入し新築した場合の補助限度額は 400 万となります。津波による被災者でない場合は 250 万円となります。

Q16 被災住宅を売却した場合でも補助対象となるか？

A16 被災住宅を売却している場合は補助対象となりません。

Q17 被災住宅を住居以外の用途に使用しているため解体できないが補助対象となるか？

A17 住居として使用できない状態で解体できない理由がある場合は、補助対象となります。その場合、住居としての使用しない旨の確約書を提出していただきます。ただし、残すことによって都市計画法及び建築基準法違反となる場合は認められません。

Q18 津波による被災者が浸水区域外の土地を購入し、土地を造成して、住宅を新築したが、補助金の額の計算方法は？

A18 「(土地購入費 + 土地造成費 + 住宅建築費) ÷ 2」と 400 万円のいずれか低い方の額となります。なお、設計料、各種申請料、被災住宅の解体費は補助対象経費には含まれません。

Q19 中古住宅を購入した場合の補助金の額は、どう計算するのか？

A19 土地購入を伴う場合：「(土地購入費 + 中古住宅購入費) ÷ 2」と 200 万円のいずれか低い額

借地で中古住宅購入の場合：「中古住宅購入費 ÷ 2」と 200 万円のいずれか低い額となります。

Q20 既に新たな住宅に転居していて、補助対象となるようだが、手続きを簡素化できないか？

A20 新たな住宅に転居済みの場合は、仮受付と交付申請は同時に行うことも可能です。ただし、仮受付総額が予算に達している場合は受付できませんので、注意が必要です。

交付申請以降の手続きは転居している、いないに関わらず同様となります。

Q21 津波による被災者が浸水区域内に 30cm のかさ上げをした場合の補助限度額はいくらか？

A21 平成 25 年 6 月 30 日以前に契約している場合は、要綱第 4 条第 2 項第 4 号により 250 万円が補助限度額となります。平成 25 年 7 月 1 日以降に契約している場合は 50 cm 以上かさ上げを行っていないため、補助対象外となります。

Q22 中古住宅を購入し増築を行ったが、補助限度額はいくらか？

A22 増築部分が 50 m²以上の場合の補助限度額は 400 万円、それ以外の場合は中古住宅購入として補助限度額は 200 万円となります。(その建物が建築基準法に適合している場合に限ります。)

Q23 店舗併用住宅の場合、補助対象額はどう計算するのか？

A23 住宅部分の延べ床面積で按分します。

Q24 分譲集合住宅を購入した場合、土地購入としての補助限度額を適用しないのはなぜか？

A24 分譲集合住宅いわゆるマンションについては、一戸建てを建設するための宅地購入に比べ、敷地利用権が所有権であっても土地の持分としての金額が少ないため、宅地購入を伴う住宅再建としての補助限度額の適用は行いません。

Q25 津波ではなく地震が原因で災証明を受けているが、新たに津波浸水区域外の土地を購入して新築した場合の補助限度額はいくらか？

A25 津波による被災者以外の場合には、土地購入やかさ上げを伴う場合の補助限度額の適用は行いませんので、250 万円となります。

Q26 出稼ぎ先のアパートで被災し、市内にある自宅を建て直す場合は、補助対象となるか？

A26 市内にある自宅が被災していない場合でも、長期間空き家状態にしており老朽化してとても住める状態でない場合は、対象とする場合がありますのでご相談ください。

Q27 東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に伴い政府から避

難指示を受け、一時避難を経て、八戸市内に住宅再建することになった。り災証明書が発行されたわけではないが、この補助金の対象になるか？

A27 原発事故に伴い政府から避難指示を受けた方（以下「原発避難者」という。）は、そのことを確認できる書類（当該自治体が発行した被災証明書など）の写しを、り災証明書の代わりに用います。

Q28 原発避難者のため、被災住宅の解体が事実上不可能である。

A28 原発避難者の場合は、避難指示が解除されない限り被災住宅のある地域への立入りが制限されるため、要綱第2条第1項第1号のただし書き（特段の事情があると市長が認めたとき）に該当します。ただし、将来避難指示が解除された後に被災住宅を解体することを原則とさせていただきます。

なお、原発避難者で、既に当該地域の避難指示が解除されている場合は、上記ただし書きには該当しないので、実績報告の提出までに被災住宅を解体する見込みであるのが原則です。

Q29 要綱第2条第2項第4号の「東日本大震災による住宅の被災又は原発事故による被災を住宅再建の直接の動機としない」とはどのような場合を指すのか。

A29 例えば、結婚・就職・独立など、被災と直接関係のない理由だけで住宅再建する場合は、対象になりません。